【規程番号　神女大短Ⅰ－010】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学術研究推進委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、学術研究の推進を目的として学術研究推進部に常設する神戸女子大学・神戸女子短期大学学術研究推進委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

（業務の包括）

第１条の２　委員会は次の委員会の業務を総括する。

(1) 研究倫理委員会
(2) 人間を対象とする研究倫理委員会
(3) 公的研究不正防止計画推進委員会
(4) 利益相反マネジメント委員会
(5) 安全保障輸出管理委員会

（審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究環境の整備
(2) 外部資金の獲得とそのための情報収集・広報活動
(3) 共同研究・受託研究などの推進
(4) 知的財産権活動の推進と管理
(5) 研究者の国際交流推進
(6) 研究活動の点検・評価の実施
(7) 前条に定める委員会に関する事項

（組 織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学術研究推進部長
(2) 学術研究推進部次長
(3) 各学科から選出された教員各１名

２　委員長は、学術研究推進部長とする。

３　委員は、学長が任命し、教授会で報告する。

４　その他委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴取することができる。

（任 期）

第４条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運 営）

第５条　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

（事 務）

第６条　委員会に関する事務は、総務企画部総務課（大学庶務担当）が行う。

（雑 則）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学術研究推進委員会規程及び神戸女子短期大学研究推進委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）